



健感発第 0611002 号
平成 19 年 6 月 11 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の
第一期予防接種の初回接種に係る接種間隔について

標記の件について、別紙 1 のとおり照会があり別紙 2 のとおり回答したので、御了
知願いたく、貴管内市町村に対する周知方お願いしたい。



健感発第 0611001 号
平成19年6月11日

青森県健康福祉部長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



ジフテリア、百日せき及び破傷風（DPTワクチン）の第一期予防接種
の初回接種に係る接種間隔について（回答）

平成19年6月8日付け青保第527号をもって照会のあった標記の件について、
下記のとおり回答する。

記

ジフテリア、百日せき及び破傷風の第一期の予防接種の初回接種時において、対象者が発熱を呈している等予防接種を行うことが不適當な状態にあったことにより、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）第9条に定める接種間隔を超えて予防接種を実施せざるを得ない場合については、当該接種は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種として取り扱って差し支えない。



青保第527号
平成19年6月8日

厚生労働省健康局結核感染症課長 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

ジフテリア、百日せき及び破傷風(DPTワクチン)の第一期予防接種
の初回接種に係る接種間隔について(照会)

標記に関し、予防接種実施規則第9条の解釈について疑義を生じたので照会します。

記

DPTワクチンの第1回初回接種において、急な発熱等医学的な理由のために、接種間隔を8週間以上置いて接種をした場合、予防接種法に基づく定期の予防接種として取り扱って差し支えないか。